

平成十五年文部科学省令第五十一号

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百六十九号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することができ不適当なものを除く。）その他文部科学大臣（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）第十五条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「災害共済給付業務」という。）に係る財産にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 センターに係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第二号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 センターの役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、センターの他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
  - 二 センターの業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
  - 三 センターの役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
  - 四 センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実
  - 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
  - 六 監査報告を作成した日
- （監査の対象となる書類）

第一条の三 センターに係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）並びにこれらに基づく命令の規定に基づき文部科学大臣又は内閣総理大臣に提出する書類とする。

第一条の四 センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 法第十五条第一項第一号に規定する施設の設置及び運営並びにスポーツの振興のため必要な業務に関する事項

二 法第十五条第一項第二号から第四号までに規定する援助に関する事項

三 法第十五条第一項第五号に規定するスポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務に関する事項

四 法第十五条第一項第六号に規定するスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるように関する事項

五 法第十五条第一項第七号に規定する資料の収集及び提供に関する事項

六 法第十五条第一項第八号に規定する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業に関する事項

七 法第十五条第一項第九号に規定する災害共済給付に関する事項

八 法第十五条第一項第十号に規定する附帯業務に関する事項

九 法第十五条第二項に規定する施設の供用に関する事項

十 業務委託の基準

十一 競争入札その他の契約に関する基本的事項

十二 その他センターの業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条 センターは、通則法第三十条第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（センターの最初の事業年度の属する中期計画については、センターの成立後遅滞なく）、文部科学大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 センターは、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとするとする事項及びその理由を記載した申請書をそれぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

一 次号及び第三号に掲げるものの以外のもの、文部科学大臣

二 災害共済給付業務に関する事項、文部科学大臣

三 災害共済給付業務に関する事項、内閣総理大臣

（中期計画記載事項）

第三条 センターに係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標の期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

（年度計画の作成・変更に係る事項）

第四条 センターに係る通則法第三十二条第二項第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関する事項

当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 センターは、通則法第三十二条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第五条 センターに係る通則法第三十二条第二項第一項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

その際、センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。



## (財務諸表)

**第十一条** センターに係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。  
(事業報告書の作成)

**第十条の二** センターに係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 センターの目的及び業務内容  
二 国の政策におけるセンターの位置付け及び役割  
中期目標の概要

三 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略  
中期計画及び年度計画の概要

四 持続的に適正なサービスを提供するための源泉  
業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策  
業務の適正な評価に資する情報

五 業務の成果及び当該業務に要した資源  
予算及び決算の概要

六 財務諸表の要約  
七 財政状態及び運営状況の理事長による説明  
八 内部統制の運用状況  
九 業績の適正な評価に資する情報  
十 予算及び決算の概要

十一 財務諸表の要約  
十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明  
十三 内部統制の運用状況  
十四 センターに関する基礎的な情報  
(財務諸表の閲覧期間)

十五 第十一条 センターに係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする

十六 会計監査報告の作成  
(会計監査報告の作成)

十七 第十一条の二 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

十八 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

十九 会計監査人の役員（監事を除く。）及び職員  
二十 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者  
二十一 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

二十二 会計監査人の監査の方法及びその内容  
二十三 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）がセンターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

二十四 正妥當と認められる会計の慣行に準拠して、センターアの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨  
口 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他的一般に公政法人会計基準その他的一般に公正妥當と認められる会計の慣行に準拠して、センターアの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示してはならない旨  
いると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由  
三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報  
六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関する必要な報告

七 会計監査報告を作成した日  
四 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。  
一 会計方針の変更  
二 重要な偶発事象  
三 重要な後発事象  
(短期借入金の認可の申請)

第十二条 センターは、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするととき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣（災害共済給付業務に係る認可にあっては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）に提出しなければならない。

一 借入れ又は借換えを必要とする理由  
二 借入れ又は借換えの額  
三 借入先又は借換先  
四 借入れ又は借換えの利率  
五 債還の方法及び期限  
六 利息の支払の方法及び期限  
七 その他必要な事項  
(長期借入金の認可の申請)

第十三条 センターは、法第二十五条の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。  
一 借入れを必要とする理由  
二 借入額  
三 借入先  
四 借入れの利率  
五 債還の方法及び期限  
六 利息の支払の方法及び期限  
七 その他必要な事項  
(償還計画の認可の申請)

第十四条 センターは、法第二十六条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十三条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。  
一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先  
二 長期借入金の償還の方法及び期限  
三 その他必要な事項

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)

**第十五条** センターは、通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣(災害共済給付業務に係る財産にあっては、文部科学大臣及び内閣総理大臣)が指定するその他の財産とする。

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

**第十六条** センターは、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣(災害共済給付業務に係る財産にあっては、文部科学大臣及び内閣総理大臣)に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び評価額

二 処分等の条件

三 処分等の条件

四 センターの業務運営上支障がない旨及びその理由

(資金の繰入れ等)

第五条 センターは、次の表の上欄に掲げる勘定から下欄に掲げる勘定へ資金を繰り入れる場合

を除き、法第二十三条及び第二十四条第一項に規定するそれぞれの勘定からその他の勘定への資

金の繰入れをしてはならない。

法第二十三条に規定する投票勘定(以下「投票勘定」という。)

法第二十四条第一項に規定する一般

勘定(以下「一般勘定」という。)

法第二十三条に規定する災害共済給付勘定(以下「災害共済給付勘定」という。)

法第二十三条に規定する免責特約勘定(以下「免責特約勘定」という。)

災害共済給付勘定又は一般勘定

法第二十三条に規定する免責特約勘定への資金の繰入れは、災害共済給付契約に免責の特約を付

付勘定」という。)

法第二十三条に規定する免責特約勘定(以下「免責特約勘定」という。)

災害共済給付勘定又は一般勘定

法第二十三条に規定する免責特約勘定への資金の繰入れは、災害共済給付契約に免責の特約を付

付勘定」という。)

学大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織)が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位)

**第十九条** 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(以下「令」という。)第三条第一項第一号イの内閣府令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

(令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額)

**第二十条** 第二十二条の三 センターに係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

(令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額)

2 児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の学校の管理下における負傷又は

疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号ただし書(同令第四十四条において準用する場合を含む。)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第九条第一項第一号ただし書、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の三第一項第一号ただし書、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の五第一項第一号ただし書(私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の四第一項第一号ただし書の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、四万四千四百円とする。

3 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第二号本文、船員保険法施行令第九条第一項第二号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第二号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第二号本文(私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第二号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、二十万五千六百円とする。

4 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第二号ただし書、船員保険法施行令第九条第一項第二号ただし書、国民健康保険法施行令第二十

九条の三第一項第二号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第二号た

だし書(私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等

共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第二号ただし書の規定が適用される場合における令

第二号ただし書、船員保険法施行令第九条第一項第二号ただし書、国民健康保険法施行令第二十

九条の三第一項第二号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第二号た

だし書(私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等

共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第二号ただし書の規定が適用される場合における令

- 教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。) 又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第三号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、十六万七千四百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額とする。
- 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第三号ただし書、船員保険法施行令第九条第一項第三号ただし書、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第三号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第十一一条の三の五第一項第三号ただし書(私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第三号ただし書の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、九万三千円とする。
- 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第四号本文、船員保険法施行令第九条第一項第四号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第四号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第十一一条の三の五第一項第四号本文(私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、五万七千六百円とする。
- 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第四号ただし書、船員保険法施行令第九条第一項第四号ただし書、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第四号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第十一一条の三の五第一項第四号ただし書(私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号ただし書の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、九万三千円とする。
- 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第五号本文、船員保険法施行令第九条第一項第五号本文(私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第五号ただし書の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、四万四千四百円とする。
- 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第五号本文(同令第四十四条において準用する場合を含む。)、船員保険法施行令第九条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。
- 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第五号ただし書(同令第四十四条において準用する場合を含む。)、船員保険法施行令第九条第一項第五号ただし書、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第五号ただし書(同令第五十五条第一項第一号イの内閣府令で定める場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令第十一一条の三の五第一項第五号本文(私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第五号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、二万四千六百円とする。
- 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)若しくは私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)における同一の被保険者、組合員若しくは加入者の被扶養者である児童生徒等又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)における同一の世帯に属する被保険者である児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、単位療養算定額(令第三条第一項第一号イに規定する単位療養額に十分の三を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)が二万千円以上のものが二以上ある場合には、当該負傷又は疾病的発生の期日の早いものから順次その順位を付し、第一順位から当該順位までの単位療養算定額を合算して得た額(以下この項において「単位療養算定合算額」という。)が、当該各項に定める額(第一項、第三項及び第五項にあっては、「これらの項中「その単位療養」とあるのは「第十一項に規定する単位療養算定額が二万円以上である二以上の単位療養」と、「算定した」とあるのは「それぞれ算定した」と、「費用の額」とあるのは「費用の額の合算額」と読み替えて、これらの項の規定に準じて算定した額)を超えるときは、当該順位の単位療養算定額に係る内閣府令で定める額は、単位療養算定合算額と当該各項に定める額との差額に相当する額を、当該順位の単位療養算定額から控除して得た額(その額が零を下回る場合にあつては零)とする。
- (令第三条第一項第一号ロの内閣府令で定める額)
- 第二十条 令第三条第一項第一号ロの内閣府令で定める額は、同号イに規定する単位療養額を合算した額に十分の一を乗じて得た額とする。

- 第二十一条** 令第三条第一項第二号の内閣府令で定める額は、別表上欄に定める障害の程度に応じた等級に対応する同表中欄に定める額(令第五条第二項第四号に掲げる場合及び第二十六条第二号に掲げる場合に係る障害にあっては、その額に二分の一を乗じて得た額)とする。
- 2 別表下欄に定める程度の障害が二以上ある場合の障害の等級は、重い障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の障害の等級は、次の各号のうち最も有利なものによる。
- 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級
- 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級
- 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級
- 4 前項の場合の障害見舞金の額は、それぞれの障害に応ずる等級による障害見舞金の額を合算した額を超過してはならない。
- 5 既に障害のある児童生徒等が令第五条第一項第一号の負傷又は同項第二号の疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合の障害見舞金の額は、加重後の障害の等級に応ずる障害見舞金の額から加重前の障害の等級に応ずる障害見舞金の額を差し引いた額とする。
- (令第五条第一項第一号の内閣府令で定める疾病)
- 第二十二条** 令第五条第一項第二号の児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 家庭科若しくは技術・家庭科の調理実習における試食又は修学旅行若しくは遠足における給食に起因する中毒及び理科等の実験又は実習におけるガス等による中毒
- 二 熱中症
- 三 濡水及びこれに起因する嚥下性肺炎
- 四 異物の嚥下又は迷入及びこれらに起因する疾病
- 五 漆等による皮膚炎
- 六 前各号に掲げる疾病に準ずるものと認められる疾病的うち特にセンサーが認めたもの
- 七 外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病的うち特にセンサーが認めたもの
- 八 令第五条第一項第一号本文に掲げる負傷に起因することが明らかであると認められる疾病的うち特にセンサーが認めたもの
- (障害の程度)
- 第二十三条** 令第五条第一項第三号の負傷又は疾病が治った場合において存する障害のうち内閣府令で定める程度のものは、別表下欄に定める程度のものとする。

(令第五条第一項第四号の内閣府令で定める死亡)  
第二十四条 令第五条第一項第四号の児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 学校給食に起因することが明らかであると認められる死亡

二 第二十二条に掲げる疾病に直接起因する死亡

三 前二号に掲げるもののほか、学校の管理下において発生した事件に起因する死亡

(令第五条第一項第五号の内閣府令で定める死亡)

第二十五条 令第五条第一項第五号の内閣府令で定める死亡は、次に掲げるものとする。

一 突然死であつてその顯著な徵候が学校の管理下において発生したものとして、特にセンターが認めたもの

(令第五条第二項第五号の内閣府令で定める場合)

第二十六条 令第五条第二項第五号の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にあるとき。

二 児童生徒等が、学校以外の場所であつて令第五条第二項第一号の授業若しくは同項第二号の課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む。）又は前号に規定する寄宿舎と住居との間を、合理的な経路及び方法により往復するとき。

三 令第三条第七項に規定する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて当該高等学校における教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき。

(災害共済給付契約の契約締結期限)  
第二十七条 令第六条第二号の内閣府令で定める契約締結期限は、各年度について、当該年度の五月三十日とする。

(児童生徒等の転学等の場合における特例)

第二十八条 災害共済給付契約に係る児童生徒等の転学、進学、卒業又は退学（以下この条において「転学等」という。）の場合における転学等の前に給付事由が発生した災害共済給付に係る令

第四条第一項の給付金の支払の請求は、当該児童生徒等の転学等の前の学校の設置者が行うものとする。ただし、転学等の後の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと災害共済給付契約を締結しているときは、転学等の後の学校の設置者が行うものとする。

2 災害共済給付契約に係る児童生徒等の転学等の場合における転学等の前に給付事由が発生した災害共済給付に係る令第四条第二項の給付金の支払の請求は、転学等の前の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと災害共済給付契約を締結しているときは、転学等の後の学校の設置者が行うものとする。

3 令第四条第五項の規定による給付金の支払は、第一項本文又は第二項本文の規定による請求があつた場合には、転学等の前の学校に係る令第四条第五項に定める者を通じて行うものとし、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による請求があつた場合には、転学等の後の学校に係る令第四条第五項に定める者を通じて行うものとする。

4 センターに対し既に共済掛金を支払った学校の設置者の設置する学校に児童生徒等が転学してきた場合における当該児童生徒等に係る当該年度の共済掛金の支払は、翌年度において行うものとする。ただし、当該児童生徒等について、既に当該年度の共済掛金の支払が行われているときは、これを行わないものとする。

(スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限)

第二十九条 法第十九条の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額は、事業年度の発売金額の総額（以下「発売総額」という。）をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額

に区分して、それぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（第四項において「通常限度額」という。）とする。

二千億円以下の金額

百分の十五

法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、発売総額が二千億円に達しない事業年度においては、発売総額に一千からスポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額と発売総額の百分の十一に相当する金額に百五十億円を加えた金額のいずれか少ない金額（以下「特例限度額」という。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、投票勘定において、通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある事業年度の翌事業年度において、発売総額が千二百億円に達しない場合は、法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、前項に規定する特例限度額に当該繰越欠損金の額を加えた金額とする。

4 スポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき券面金額が払戻金として交付されることにより、同条の払戻金の総額がスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）第六条各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じ、当該各号に定める金額を超えるスポーツ振興投票があるときは、その超える金額の当該事業年度の総額は、法第十九条の運営費として、その額に達するまで、当該事業年度以降のできるだけ早い事業年度の通常限度額又は特例限度額に加算することができる。ただし、加算後の通常限度額は、発売総額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第三十条 センターに係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令二十一条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

附 則 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長)

第一条の二 令附則第一条の二の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の二の規定により延長された支払期限とする。

(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長)

第一条の三 令附則第一条の三の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の三の規定により延長された支払期限とする。

(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長)

第一条の四 令附則第一条の四の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の四の規定により延長された支払期限とする。

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 センターの成立の際法附則第四条第六項の規定によりセンターに出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があつたものとみなす。

(第一期債務の償還)

第三条 センターは、最初にスポーツ振興投票券を発売した日から五年を経過した日の属する事業年度末日においてセンターが負担している債務であつて投票勘定に属するもの（次条において

〔第一期債務〕といふ。)の償還に充てるために法第二十五条の規定による長期借入金をする場合には、当該長期借入金が償還されるまでの間、一般勘定に属する財産を担保に供することができる。

2 第十七条の規定にかかわらず、前項の長期借入金をする事業年度においては、法第二十七条に規定するスポーツ振興基金に属する資産のうち三十五億円を限度として一般勘定から投票勘定へ資金を融通することができる。

3 前項の資金の融通は、一般勘定から投票勘定への貸付けとして整理するものとする。

**第四条** 第二十九条第二項の規定にかかわらず、発売総額が千二百億円に達せず、かつ、第一期債務の償還を行う事業年度においては、法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、当該事業年度の発売総額に一からスポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額とする。(業務の特例等)

**第五条** センターは、法附則第六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法(昭和六十一年法律第九十二号)第二十三条第一項の規定により、学校給食用物資の売渡価格について文部科学大臣の認可を受けようとするときは、認可申請書に売渡価格算定の基礎となる資料を添付するものとする。

2 センターは、法附則第六条第八項に規定する場合を除き、法附則第六条第二項に規定する勘定からその他の勘定への資金の繰入れをしてはならない。

3 第十七条第三項の規定は、法附則第六条第二項の規定により区分して経理する場合について準用する。(法附則第八条第一項各号に掲げる施設の災害共済給付)

**第六条** 法附則第八条第一項各号に掲げる施設の災害共済給付については、第十七条第二項、第十九条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条及び附則第一条の二から第一条の四までの規定を準用する。この場合において、第二十七条中「第六条第二号」とあるのは「附則第五条第三項において準用する令第六条第二号」と、「五月三十一日」とあるのは「五月三十一日(同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する法附則第八条第一項各号に掲げる施設(当該施設の設置者が当該施設の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。)にあっては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日)」と読み替えるものとす

(資金の繰入れ等)

**第七条** センターは、次の表の上欄に掲げる勘定から下欄に掲げる勘定へ資金を繰り入れる場合を除き、法第二十三条及び第二十四条第一項に規定するそれぞれの勘定から法附則第八条の五第一項に規定する特定業務勘定(以下「特定業務勘定」という。)への資金の繰入れ、又は特定業務勘定から法第二十三条及び第二十四条第一項に規定するそれぞれの勘定への資金の繰入れをしてはならない。

一般勘定	投票勘定	特定業務勘定

2 第十七条第三項の規定は、法附則第八条の五第一項の規定により区分して経理する場合について準用する。(長期借入金の認可の申請)

**第八条** 第十三条の規定は、法附則第八条の七第一項の規定による長期借入金の借入れの認可について準用する。(償還計画の認可の申請)

**第九条** センターは、法附則第八条の八の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通常法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先  
二 日本スポーツ振興センター債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法  
三 長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券の償還の方法及び期限  
四 その他必要な事項

(日本体育・学校健康センター法施行規則等の廃止)  
第十条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 日本体育・学校健康センター法施行規則(昭和六十一年文部省令第二号)  
二 日本体育・学校健康センターの財務及び会計に関する省令(昭和六十一年文部省令第三号)  
三 日本体育・学校健康センターの業務方法書に記載すべき事項を定める省令(昭和六十一年文部省令第四号)  
附則 (平成一七年三月三一日文部科学省令第一八号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。  
この省令の施行の日前に生じた障害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年三月三一日文部科学省令第一九号)  
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

この省令の施行の日前に生じた障害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年九月一九日文部科学省令第三五号)  
(施行期日)  
この省令は公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は平成十八年十月一日から施行する。

1 2 1 2 1  
この省令は、平成十九年七月九日から施行し、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第二十四条第三号の規定は、平成十七年七月九日以後の児童生徒等の死亡等その原因である事由が学校の管理下において生じたものに係る死亡見舞金の支給について適用する。

附則 (平成一九年七月六日文部科学省令第二号)  
この省令は、平成十九年七月九日から施行し、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第二十四条第三号の規定は、平成十七年七月九日以後の児童生徒等の死亡等その原因である事由が学校の管理下において生じたものに係る死亡見舞金の支給について適用する。

附則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号)  
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附則 (平成二一年三月二七日文部科学省令第六号)  
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年一月二六日文部科学省令第二一號)  
この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

附則 (平成二三年二月一五日文部科学省令第四号)  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。  
(独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 学校の管理下において独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)第三条に規定する児童生徒等(以下単に「児童生徒等」という。)が負傷し、又は疾病にかかり、施行日前に治ったときに存した障害に係るセンター省令別表の規定の適用については、なお従前の例による。

2 学校の管理下において児童生徒等が負傷し、又は疾病にかかり、平成二十二年六月十日から施行日の前までの間に治つたときに存した障害(改正前のセンター省令別表第十二級の項第十四

号又は同表第十四級の項第十号に該当するものに限る。)については、前項の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病が治った日から改正後のセンター省令別表の規定を適用する。

**附 則** (平成二三年五月二七日文部科学省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年一〇月一七日文部科学省令第二八号) 抄

1 この省令は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十月十八日)から施行する。

**附 則** (平成二六年二月一六日文部科学省令第三七号)

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年三月三〇日文部科学省令第一二号) 抄

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「通則法改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(業務実績等報告書の作成に係る経過措置)

## 第二条

通則法改正法附則第八条第一項の規定により旧通則法第二十九条第一項の中期目標が新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令(平成十五年文部科学省令第五十九号)第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の通則法(以下この表において「旧通則法」という。)第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(以下「新令」という。)第二十七条(新令附則第七条において準用する場合を含む。)中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

**附 則** (平成二九年三月三一日文部科学省令第二六号)

(施行期日)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十九年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例

2 平成二十九年度の災害共済給付契約(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第三条に規定する専修学校並びに同法附則第八条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる施設の災害共済給付に係るものに限る。)の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(以下「新令」という。)第二十七条(新令附則第七条において準用する場合を含む。)中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

**附 則** (平成三一年四月二六日文部科学省令第二〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に生じた障害に係る障害見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成元年六月一三日文部科学省令第四号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び業務報告書の作成に係る経過措置)

2 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

16 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第十条及び第十条の二

**附 則** (平成二七年三月三一日文部科学省令第一三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二七年三月三一日文部科学省令第一八号)

(施行期日)

1 この省令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百六十七号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二十七年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例)

2 平成二十七年度の災害共済給付契約(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)附則第八条第一項に規定する特定保育事業の災害共済給付に係るものに限る。)

る。)の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令附則第六条において準用する同令第二十七条中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

**附 則** (平成二八年四月一日文部科学省令第二二三号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年五月一日文部科学省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二八年七月一日文部科学省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日文部科学省令第二六号)

(施行期日)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十九年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例

2 平成二十九年度の災害共済給付契約(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第三条に規定する専修学校並びに同法附則第八条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる施設の災害共済給付に係るものに限る。)の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(以下「新令」という。)第二十七条(新令附則第七条において準用する場合を含む。)中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

**附 則** (平成三一年四月二六日文部科学省令第二〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に生じた障害に係る障害見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成元年六月一三日文部科学省令第四号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び業務報告書の作成に係る経過措置)

2 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

16 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第十条及び第十条の二

**附 則** (令和二年五月一三日文部科学省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年一二月九日文部科学省令第四二号)

この省令は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (令和三年四月一日文部科学省令第二二二号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則** (令和四年三月三一日文部科学省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和五年三月三〇日文部科学省令第一二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、ことしも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第二十一条、第二十三条関係）

級九第	級八第	級七第	級六第
円〇〇五、〇〇、〇、九	円〇〇七、〇〇、〇、四	円〇七〇〇、〇〇〇	円〇一〇〇、〇〇〇、二
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三
両眼の視力が〇・一以下になつたもの 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 両耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 一両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 三耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 四神經系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失つたもの 七一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 八一足をリストラン関節以上で失つたもの 九一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 十一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一一足の足指の全部の用を廃したもの 一二外貌に著しい醜状を残すもの 一三両側の睾丸を失つたもの 一一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二脊柱に運動障害を残すもの 三一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失つたもの 四一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したものの 五一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 五六上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 七一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八一上肢に偽関節を残すもの 九一下肢に偽関節を残すもの 一足の足指の全部を失つたもの 一両眼の視力が〇・六以下になつたもの 二一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 三両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六両耳の聴力を一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの			

級二十第	級一第十	級十第	
円○五二 ○○、二	円○○三 ○○、一	円○○四、 ○○、三	八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の神經系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
九八七五四三二一	十九八三二一 四三二一	一 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二 正面視で複視を残すもの 三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 四 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したるもの 八 下肢を三センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 十 上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 十一 下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 十三 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 十四 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 十五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 十六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 十七 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 十九 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 二十 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 二十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 二十二 一耳の耳殻の大部を欠損したものの 二十三 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 二十四 上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 二十五 下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 二十六 長管骨に著しい変形を残すもの 二十七 手の小指を失つたもの	
九八七五四三二一	十九八三二一 四三二一	一 一眼の視力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 二 正面視で複視を残すもの 三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 四 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 八 下肢を三センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 十 上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 十一 下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 十三 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 十四 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 十五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 十六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 十七 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 十九 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 二十 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 二十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 二十二 一耳の耳殻の大部を欠損したものの 二十三 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 二十四 上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 二十五 下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 二十六 長管骨に著しい変形を残すもの 二十七 手の小指を失つたもの	八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の神經系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 九 一眼の聴力を全く失つたもの 十 神經系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの 十三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 十五 一足の足指の全部の用を廃したもの 十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの 十七 生殖器に著しい障害を残すもの 十八 一眼の視力が○・一以下になつたもの 十九 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二十 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二十一 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二十二 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二十三 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二十四 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二十五 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二十六 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二十七 一眼の視力が○・一以下になつたもの

備考	級四十第一	級三十第一	級三十第一
	円〇〇一、 〇〇、 〇五	一 二 三	一 二 三
一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。	一眼の視力が〇・六以下になつたもの 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 正面視以外で複視を残すもの	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまづげはげを残すもの 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	一眼の視力が〇・六以下になつたもの 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 正面視以外で複視を残すもの
二 手指を失つたものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。	一手の母指の指骨の一部を失つたもの 一手の小指の用を廃したもの	六 七 八	六 七 八
三 手指の用を廃したものとは、手指の末節関節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの	九	九
四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。	十一 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの		
五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの		
六 各等級の障害に該当しない障害であつて、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。	十三 局 部に頑固な神経症状を残すもの	十四 外貌に醜状を残すもの	十五 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの